

調査の概要

1 調査の目的及び沿革

商業統計調査は、我が国の商業の実態を明らかにすることを目的としている。

この調査は、統計法（昭和22年法律第18号）に基づく「指定統計調査」（指定統計第23号）であり、商業統計調査規則（昭和27年通商産業省令第60号）によって実施されている。

なお、商業統計調査は周期調査であるが、平成9年以降の調査から5年ごとに実施し、その中間年（調査の2年後）に簡易な調査を実施している。

2 調査期日

平成19年6月1日

3 調査の対象

平成19年商業統計調査の対象は、日本標準産業分類（平成14年総務省告示第139号）に掲げる「大分類J - 卸売・小売業」に属する事業所を対象とした。

調査は、公営、民営の事業所を対象とした。例えば、商業以外の会社、官公庁、学校、工場などの構内にある別経営の事業所（売店等）、店舗を有しないで商品を販売する訪問販売、通信・カタログ販売などの事業所も調査の対象とした。

また、料金を支払って出入りする有料施設（公園、遊園地、テーマパーク、駅改札内、有料道路内）の中にある別経営の事業所についても調査の対象とした。

ただし、前述以外の有料施設内（劇場内、運動競技場内など）の事業所は、原則、調査の対象としていない。

なお、調査期日に休業、清算中又は季節営業であっても専従者がいる事業所は対象とした。

駅改札内、有料道路内については平成19年調査より調査を開始した。

4 調査事項

調査票の調査項目は、法人組織の事業所については次の～の全ての項目、個人経営の事業所については～を除く項目とする。

なお、調査項目のうち～は、小売業のみの調査項目である。

調査項目

事業所の名称及び電話番号

事業所の所在地

経営組織及び資本金額又は出資金額

本店・支店の別及び本店の所在地・電話番号

事業所の開設時期

従業者数等

年間商品販売額等

年間商品販売額の販売方法別割合

商品手持額
年間商品販売額のうち小売販売額の商品販売形態別割合
セルフサービス方式採用の有無
売場面積
営業時間等
来客用駐車場の有無及び収容台数
チェーン組織への加盟の有無
年間商品仕入額の仕入先別割合
年間商品販売額のうち卸売販売額の販売先別割合
企業の事業所数等

5 調査の方法

(1) 調査員調査

経済産業大臣 都道府県知事 市区町村長 指導員 調査員 事業所

(2) 本社等一括調査

経済産業大臣又は都道府県知事 対象企業